**代表者等変更届書**

◎　高圧ガス販売事業者等は、届出事項に変更があったときは、遅滞なく届出をした広域振興局等へ届出をします。

なお、代表者の変更、社名の変更等の変更内容は本手続きで行います。

◎　必要書類

１　代表者等変更届書

２　変更内容を証するものを添付

**高圧ガス（液化石油ガス）販売主任者の選解任届**

関係法令等　法第２８条第１項、第３項、液石則第７０条、第７２条

◎　販売事業者は、販売所ごとに、製造保安責任者（又は第二種販売主任者）の免状の交付を受けているものであって、規定の経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者を選任し、高圧ガスの販売に係る業務の管理を行わせなければなりません。（選任数は、戸数にかかわらず１名）

◎　販売主任者を選任又は解任したときは、遅滞なく登録が行われた広域振興局等に届け出なければなりません。

◎　高圧ガス販売主任者届書

　１　高圧ガス販売主任者届書（様式第３４）

　２　免状の写し